

港区法律相談（手話言語等）の利用について（令和4年9月から）

概要	予約
<p>港区法律相談では、民事・刑事等次のような法律問題について、<u>弁護士に相談することができます。費用は無料です。</u></p> <p>祝日、年末年始を除き、<u>月・金曜 午後1時～4時</u> <u>水曜 午後1時～4時、午後5時～7時</u> に実施しています。</p> <p>弁護士に相談できます。 費用はすべて無料です。</p> <p>港区が手話通訳を依頼します（東京手話通訳等派遣センター）。 相談者ご自身が港区社会福祉協議会やご家族等に手話通訳をご依頼いただくことも可能です。 また、筆談での相談もできます。</p> <p>   </p> <p>相続・遺言に関すること 金銭貸借に関すること</p>	<p><u>相談希望日の2週間前～原則1週間前に、FAX または電話でお申し込みください。</u></p> <p>相談希望日の6日前～当日については、手話通訳の手配ができる場合に受け付けます。 相談者ご自身で手話通訳を手配する場合は、当日まで予約を受け付けます。</p> <p>申し込みにあたっては、港区ホームページに掲載の書式をお使いいただくか、ご依頼いただければ申込書をFAXでお送りします。</p> <p>申し込み・問合せ 区長室広聴担当 FAX：03-3578-2034 電話：03-3578-2050 ※電話でお申し込みの際は、代理電話サービス（港区）または電話リレーサービス（総務省）をご利用ください。</p>
<p>交通事故に関すること  借地・借家（不動産）に関すること</p> <p>港区法律相談は、専門機関や相談窓口へつなぐ<u>法律相談の入口として実施しています。</u>より専門的な内容については、法律相談センター等の専門機関をご案内する場合があります。</p> <p><u>相談回数は、1人につき、案件に関わらず1年度内に3回までです。</u></p> <p>4回目以降のご予約については、区から確認のご連絡をし、利用をお断りする場合があります。</p> <p></p>	<p>当日</p> <p>当日は、予約時間の少し前までに、<u>港区役所3階（港区芝公園1-5-25）の「区民相談室」へお越しください。</u>弁護士と手話通訳者が対応します。相談時間は50分間です。</p>